

# 東京十和田会 会則

第1条 本会は東京十和田会と称し事務局を会長の指定した処に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を図ると共に郷里十和田市の隆盛発展に寄与するをもって目的とする。

第3条 本会は十和田市出身者及び十和田市に所縁をもち東京及びその近県に存在する者で構成する。

第4条 本会には下記の役員を置く。

- 1) 名誉会長 1名
- 2) 会長 1名 本会を代表し会務を統括し会議を招集し議長となる。
- 3) 副会長 若干名 会長を補佐し会長に事故のあるときはこれを代行する。
- 4) 常任理事 15名以内 定例役員会を構成し会務の執行を分担する。
- 5) 理事 数十名 上記2)、3)、4)、の執行部を補佐し会務を行う。
- 6) 監査 2名以上 本会の会計を監査し総会で報告を行う。
- 7) 顧問 若干名 会の諮問に応じこれに助言を行う。
- 8) 相談役 若干名 会の諮問に応じこれに指導を行う。

第5条 会長並びに副会長は総会において選出する。

前項4)、5)、6)の役員は副会長の同意を得て会長にこれを委嘱する。

顧問並びに相談役は役員会で選出する

第6条 役員任期は2年間とし重任を妨げない。ただし補欠役員は前任者の残任期間とする。

第7条 本会は毎年1回2月総会を開く。ただし必要のある場合には臨時総会を開くことができる。すべての本会の議事は出席会員の過半数をもって決し可否同数の場合は議長の決するところとする。

第8条 入会希望者は会長の承認を得て所定の手続きを経て会員となる。

第9条 本会の運営経費は年会費、臨時会費、寄付金、雑収入をもってこれにあて  
年会費は一人1,000円とする。

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

第11条 本会には下記の帳簿を備え付ける。

- 1) 本会記録簿
- 2) 会計簿
- 3) 会員名簿

第12条 本会の会則を改正するときは総会の議を経ることを要する。

- 附則
1. 会務上緊急を要する場合は会長、副会長の二役において処理する。
  2. 本会則は昭和61年2月15日から実施する。
  3. 定期総会は2月1日から20日までの間に行う。
  4. 定期役員会は毎年1月・5月・9月に各一回行う。